# 調査対象及び調査事項

# デザイン業、機械設計業について

# 1. 調査対象

(1) **デザイン業の調査対象**は、顧客の要請に応じて工業的・商業的製品又はその他の造形物、装飾の製造・製作に関し、 販売を目的に用途、材質、製作法、形状、色彩、模様、配置、証明などについて設計、表現する業務を行う事業所で ある。

ただし、デザインにより一貫して製造・販売までを行う事業所(衣服製造業、漆器製造業など)は、対象としない。

(2) 機械設計業の調査対象は、顧客の要請により、機械、電気工学を基本として創意、考案し、機械の物理的実体の具体的構造を決定して、その機械を製造するための計画組立図面及び設計書等の作成並びに、製作可能な詳細図面を作成する業務を行う事業所である。

ただし、①プラントエンジニアリング業、②機械設計から製造までを一貫して行う事業所、③自社の機械製造を行うための機械設計業務のみを行っている事業所は、対象としない。

#### 2. 調査事項

(1) 事業所数は、調査結果(令和元年6月1日現在)の母集団数である。

事業所のうち、「単独事業所」とは、他の場所に同一経営の本社・本店、支社・支店又は営業所などを持たない事業 所。「本社」とは、他の場所に同一経営の支社・支店又は営業所などがあり、それらのすべてを統括している事業所。 「支社」とは、他の場所にある同一経営の本社・本店の統括を受けている事業所。

なお、<u>**該当事業所数**</u>とは、当該項目に記載のあった事業所数をいい、集計事業所数の内数である。したがって、ある 調査事項によっては、複数の項目に記載している事業所が存在しているため事業所数を「該当事業所数」で表記して いる。

- (2) **経営組織別**は、法律の規定により法人格を認められて事業を経営するもののうち、株式会社、有限会社、合同会社、 合資会社及び合名会社は「会社」、前記以外のものは「会社以外の法人・団体」(外国に本社・本店がある外国の会社 を含む。)である。また、「個人経営」は個人で事業を営んでいるものである(個人による共同経営の場合を含む。)。
- (3) 資本金額(又は出資金額)は、令和元年6月1日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。
- (4) **従業者数**は、令和元年6月1日現在の数値。
  - ①<u>従業者数</u>とは、事業所に所属している人で、当該業務(デザイン業務、機械設計業務をいう。)以外の業務の従業者及び他の会社(企業)など別経営の事業所へ出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人(送出者)を含み、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人(受入者)を含まない。

雇用形態別項目区分は、以下のとおりである。

- ア「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)」
- a 「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」のうち、個人業主(個人経営の事業主)とは、個人経営の事業主(共同経営者を含む。)で、実際にこの事業所の業務に従事している人。無給の家族従業者とは、個人

業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人。

- b 「有給役員」とは、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬や給与 の支払いを受けている人。
- c 常用雇用者とは、「一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月以上の期間を定めて雇用されている人」で「令和元年6月1日現在も雇用されている人」をいい、「正社員・正職員としている人」、「正社員・正職員以外の人(パート・アルバイトなど)」に区分される。
  - ・「正社員・正職員としている人」とは、「常用雇用者」のうち、「正社員・正職員」として処遇している人。一般的には、 雇用契約期間に定めがなく(定年制を含む)、1週間の所定労働時間で働いている人。
  - ・「正社員・正職員以外の人(パート・アルバイトなど)」とは、「正社員・正職員としている人」以外で「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人。(契約社員も含む。)
  - ・「就業時間換算雇用者数」とは、「正社員・正職員以外の人(パート・アルバイトなど)」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数。
- d 「臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は、日々雇用されている人。
- イ 「総計のうち別経営の事業所に派遣している人」とは、事業所の従業者(2.(4))のうち、他の会社など別経営の事業所に出向・派遣している人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている人。
- ②「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」とは、当該事業所に他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている人又は下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている人。
- (5) 事業従事者数は、令和元年6月1日現在の数値。
  - ①事業従事者数とは、事業所の従業者(2.(4))から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数の計。
  - ②主たる業務(デザイン業務、機械設計業務)の事業従事者数は、主たる業務に従事する下記のような事業従事者数 をいう。
  - ア「管理・営業部門」: 一般に総務、企画、人事、経理、予算などの業務及びデザイン業務、機械設計業務の受注契約、顧客の意向を自社の各部門へ伝達するなどの業務に従事する人。

#### 〈デザイン部門〉

- イ**「インダストリアル」**:機器、スポーツ用品のデザイン業務に従事する人。
- ウ**「グラフィック」**:ポスター、装丁、パンフレットなどのデザイン業務に従事する人。
- エ「インテリア」:室内の構成と装飾のデザイン業務に従事する人。
- オ 「パッケージ」: 箱、商品個装などのデザイン業務に従事する人。
- カ 「ディスプレイ」: 展示構成、店舗・店頭装飾、ウィンドディスプレイなどのデザイン業務に従事する人。
- キ 「テキスタイル、ファッション」:カーテン、既製服、鞄、装身具、履物などのデザイン業務に従事する人。
- ク**「マルチメディア」**: デジタルコンテンツ、Web などのオンラインプロダクツなどのデザイン業務に従事する人。
- ケ 「その他」: 陶磁器製品などのクラフト、ジュエリー、看板などのサイン、庭園、建物などのデザイン業務に従事する人。

#### 〈機械設計部門〉

- コ 「機械系」:機械部門に従事する人。
- サ 「電気系」: 電気部門に従事する人。

- シ 「その他」: 上記以外の土木・建築系、情報システム系などに従事する人。
- (6) <u>年間売上高</u>は、平成30年1月1日から12月31日までの1年間又は調査日に最も近い決算日前の1年間に得た 事業所全体の売上高及び主たる業務(「デザイン業務、機械設計業務」)の売上高で、利益や所得ではなく経費を差 し引く前の売上高に消費税額を含めた金額。したがって、当該年間売上高には、営業として行っていない資産運用や 資産売却による収入は含まない。
- (7) 業務種類別は、以下のとおり。

## 〈デザイン業務〉

- ①「インダストリアル」とは、機器、スポーツ用品のデザイン業務。
- ②「グラフィック」とは、ポスター、装丁、パンフレットなどのデザイン業務。
- ③「インテリア」とは、室内の構成と装飾のデザイン業務。
- ④「パッケージ」とは、箱、商品個装などのデザイン業務。
- ⑤「ディスプレイ」とは、展示構成、店舗・店頭装飾、ウィンドディスプレイなどのデザイン業務。
- ⑥「テキスタイル、ファッション」とは、カーテン、既製服、鞄、装身具、履物などのデザイン業務。
- ⑦「マルチメディア」とは、デジタルコンテンツ、Web などのオンラインプロダクツなどのデザイン業務。
- ⑧「その他」とは、陶磁器製品などのクラフト、ジュエリー、看板などのサイン、庭園、建物などのデザイン業務。

## 〈機械設計業務〉

- ①「基本設計」とは、機械や装置の基本仕様決定のための基本計算、基本構想図、全体計画図、技術図書の作成などの基本設計業務及び設計の総合管理業務。
- ②「計画設計」とは、基本設計に基づき、機械や装置の機能・構造・機構などの具体化を図る計画設計業務又は、基本 設計を基に、実績のある機械や装置参考例を応用して機能・構造・機構などの具体化を図る類似計画設計を作成す る業務。
- ③「詳細設計」とは、詳細計画図の作成、作成に伴う検討図・強度計算書・組立図、部品図等を作成するための業務。
- ④「コンサルティング」とは、機械・装置の設置、操作等の技術的・経済的、又は立地条件等の情報を提供する業務。
- ⑤「その他」とは、テクニカルイラスト、トレース、出張業務、派遣業務など上記以外の業務。